

令和 4 年 8 月 5 日

法務省民事局民事第二課

相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律施行令案(仮称)
に関する意見募集

法務省民事局では、相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律施行令(仮称)の制定を予定しています。

つきましては、広く国民の皆様からご意見をいただきたく、以下の要領により意見の募集をいたします。いただいたご意見につきましては、本件の最終的な決定における参考とさせていただきます。

なお、ご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

<意見募集要領>

1 意見募集対象

相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律施行令案(仮称)

2 資料の入手方法

電子政府の総合窓口e-Gov (<https://www.e-gov.go.jp/>) において掲載しています。

3 意見の提出方法

(1) インターネットによる提出

電子政府の総合窓口e-Govの意見提出フォームに従って、氏名、連絡先及び本件へのご意見(該当箇所の明示をお願いします。)を記入の上、ご提出ください。

(2) 郵送

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件へのご意見(該当箇所の明示をお願いします。)を記入の上、以下の宛先にお送りください。

〒100-8977 東京都千代田区霞が関 1-1-1

法務省民事局民事第二課

パブリックコメント（国庫帰属）担当 宛

4 意見募集期間

令和4年8月5日（金）～令和4年9月4日（日）（必着）

5 その他

ご意見は、日本語で提出するようお願いいたします。

また、いただいたご意見につきましては、氏名（企業・団体においては、名称）及びご意見の内容を公開する可能性があることをあらかじめご了承ください。

なお、電話での意見提出はお受けしかねます。

6 お問い合わせ先

法務省民事局民事第二課 パブリックコメント（国庫帰属）担当

電話番号：03-3580-4111（内線5674）